

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格の取得日に係る記録を昭和43年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月1日から同年3月1日まで

私は、昭和27年4月1日にA社に入社し、同社を退職するまでの期間において継続して勤務していたが、年金事務所の記録では、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間は、C市に所在した同社の事業所から、同社B支店D出張所に異動となった時期ではあったが、同社を離職した覚えは無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった職員カードなどから判断すると、申立人は、昭和27年4月1日から48年11月1日までの期間において、A社に継続して勤務し(昭和43年2月1日にC市に所在したA社の事業所から同社B支店D出張所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭和43年3月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、6万円とするこ

とが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和48年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月28日から同年3月1日まで

私は、昭和39年5月1日に、A事業所において厚生年金保険に加入し、同年5月分の給与から厚生年金保険料が控除されるようになった。

その後、昭和48年2月までの期間において厚生年金保険料が給与から控除されているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年2月28日とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録などから判断すると、申立人は、申立期間においてA事業所に勤務していたことが認められる。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、昭和39年5月1日に被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立人が所持する給与支払明細書において、同年5月下旬の給与から、厚生年金保険料が控除されていることなどから判断すると、申立期間当時、A事業所は厚生年金保険料を当月の給与から控除していたことが推認でき、申立人が所持する48年2月分の給与支払明細書からは厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和48年1月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録及び同年2月分の給与支払明細書に記載された厚生年金保険料の金額から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、事業主が資格喪失日を昭和48年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年6月まで

申立期間について、私の妻が、A市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたはずである。関係書類は火災のため消失してしまい、申立期間の当該保険料を納付したことを証明するものは無いが、当該期間の保険料は間違いなく納付しているはずなので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間の国民年金被保険者資格の取得及び喪失処理は、昭和63年11月26日に遡って行われていることが確認できることから、申立人は50年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、63年11月26日に国民年金被保険者資格の取得及び喪失処理が行われるまで国民年金の加入手続きを行っていなかったものと推認され、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人自身は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたとする申立人の妻は、「A市役所で毎月納付した。」とする以外は保険料や納付時期等の記憶が明確でなく、申立人の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当た

らない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年12月14日から18年6月21日まで
② 昭和20年8月30日から同年10月1日まで

私は、昭和17年12月14日、A市に所在したB社に入社し、20年9月末に同社を退職するまでの期間において継続して勤務していた。入社する際は、故郷のC県内で募集があり、同郷のD氏と一緒にA市に行った。

しかし、年金事務所の記録では、昭和18年6月21日に労働者年金保険被保険者の資格を取得し、20年8月30日に資格を喪失したとされている。退職した際もD氏と一緒にあり、申立事業所の退職許可が下りず、同年9月末付けで退職が許可され、E駅から丸2日間かけて同年10月3日に私の母の郷里であるF県に帰ってきたことを鮮明に覚えている。

申立期間において、給与から厚生年金保険料は控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 B社に申立期間当時の人事記録等の関係資料は残されていない上、申立人が勤務開始日から退職日までの期間において一緒に勤務していたとして氏名を挙げた同僚の所在が不明であるため、申立人が申立期間においてB社に勤務していたことを推認することができない。
- 2 申立期間①について、申立人が郷里から一緒に申立事業所に働きに出たとして氏名を挙げた同僚は、B社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿などから判断すると、申立人と労働者年金保険番号が連番で払い出されている「G」氏と推認できるところ、同被保険者名簿において、G氏の労働者年

金保険被保険者資格の取得日は、申立人の労働者年金保険被保険者資格の取得日と同日（昭和 18 年 6 月 21 日）であることが確認できる。

また、前述の健康保険労働者年金保険被保険者名簿により昭和 20 年代に被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、「私が入社した当時、約半年間の試用期間があり、試用期間経過後に厚生年金保険に加入することができた。」と供述しているところ、当該同僚が記憶する勤務開始時期は、前述の被保険者名簿において確認できる被保険者資格の取得日と一致しないことから判断すると、申立事業所では従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

- 3 申立期間②について、申立人は、「D氏と一緒に申立事業所を退職した。」と供述しているところ、前述の健康保険労働者年金保険被保険者名簿において確認できるG氏の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日と同日（昭和 20 年 8 月 30 日）であることが確認できる。

また、申立事業所が保管する健康保険労働者年金保険被保険者資格喪失届の控えにより、申立人及びG氏の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が申立事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及びオンライン記録と同日の昭和 20 年 8 月 30 日として同年 9 月 3 日に提出されていることが確認できる。

- 4 申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書及び源泉徴収票等が無い。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月頃から同年 12 月 1 日まで

私は、申立期間前に勤務していた事業所を昭和 60 年 5 月末に退社し、同年 6 月頃には、公共職業安定所の紹介で A 社に勤務した。

しかし、年金事務所の記録によると、同社での厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和 60 年 12 月 1 日とされていることが分かった。A 社で勤務を始めたのは同日より前であったことを記憶しており、同年 10 月には同社から資格試験を受けに行った証明書も持っている。

申立期間において、申立事業所に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立人が所持する資格試験の証明書等から判断すると、申立人が、申立期間のうち昭和 60 年 8 月 9 日から同年 12 月 1 日までの期間において A 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、複数の同僚について、雇用保険の被保険者記録で確認できる被保険者資格の取得日と A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる被保険者資格の取得日が一致していないことが確認できるところ、複数の同僚が、「A 社には試用期間があったと思う。実際に入社した時期と厚生年金保険被保険者資格の取得日は相違している。」と供述していることから判断すると、同社では従業員について必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい

たことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。